

学生のみなさんへ

国立大学法人東京海洋大学

新型コロナウイルス感染症に罹患等した場合の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、同感染症が政令により「指定感染症」として指定されました。

これにより、学校保健安全法に定める第一種感染症とみなされ、「学校において予防すべき感染症」となることを踏まえ、本学の対応を以下のとおりお知らせします。

(1)出席停止

新型コロナウイルス感染症と診断された学生等、以下に該当する場合は、学校保健安全法第19条の規定により、「出席停止」とします。

◆出席停止の判断の目安◆

- ①医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- ②感染者の濃厚接触者(※1)に特定された場合
- ③発熱(目安として37.5度以上)、咳、息苦しさ、倦怠感、嗅覚・味覚異常などの症状が一つでもある場合

(2)罹患等した場合の報告について

新型コロナウイルス感染症に罹患した等、(1)①～③に該当した場合には、必要に応じて感染の拡大を防止するための措置を講じる必要があることから、速やかに、電話又は電子メール(登校はしないこと)により、次に掲げる事項について、学生サービス課学生生活係又は越中島地区事務室学生支援係※2に報告して下さい。

- ① 発症者等の氏名、所属、学年、学籍番号、住所
- ② 診断日(又は濃厚接触者と特定された日)
- ③ 受診した医療機関(又は濃厚接触者と特定された医療機関)
- ④ 発症等の経過と現在の症状(体温、症状、検査等含む)
- ⑤ 発熱及び咳などの呼吸器症状が現れた日
- ⑥ 診断日(又は濃厚接触者と特定された日)前1ヶ月以内における外国への渡航歴の有無(渡航歴がある場合は、期間、国名及び都市名)
- ⑦ 症状が現れた日(又は濃厚接触者と特定された日)の2日前以降における本学の関係者との接触の状況(授業等への出席状況を含む。)
- ⑧ 今後の見通し等に係る医師等の所見

(3)出席停止の期間

① 上記(1)①の場合

学校保健安全法施行規則第19条第1項の規定により、出席停止期間は「治癒するまで」とします。
登校の再開にあたっては、治癒し登校に支障がないことを証明する医療機関の診断書等を学生サービス課学生生活係又は越中島地区事務室学生支援係へ提出の上、その指示に従って下さい。

② 上記(1)②の場合

学校保健安全法施行規則第19条第1項の規定により、出席停止期間は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間とします。

その間、毎日朝・夜に体温を測るなどの健康状態に注意を払い、37.5℃以上(目安として)の発熱かつ急性呼吸器症状が出た場合には、医療機関受診前に保健所等の相談窓口※3へ相談するとともに、学生サービス課学生生活係又は越中島地区事務室学生支援係へ連絡して下さい。

③ 上記(1)③の場合

保健所等の相談窓口へ相談するとともに、指示に従って医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、「治癒するまで」とします。それ以外の場合は、「大学から登校再開の許可があるまで」とします。

詳細は、[【令和2年7月20日】「大学への登校に係る新型コロナウイルス感染予防対策について」](#)を参照して下さい。

※ 最終的な登校の可否については、保健管理センターと連携の上、大学(学生サービス課又は越中島地区事務室学生支援係)から連絡します。

(4)出席停止の措置により受講できなかった授業等の取扱いについて

出席停止の措置により受講できない授業等については、別の対面授業の機会を設けたり、遠隔授業等を行ったりする代替措置を講じることとしています。具体的には、別途、教務担当部署及び授業担当教員から連絡がありますので、その指示に従って下さい。

※1「濃厚接触者」とは、「患者(確定例)」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ①患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む。)があった者
- ②適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者

- ③患者(確定例)の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ④その他、手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する。

※感染可能期間とは、新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの期間

※2【連絡先(平日8:30~18:00)】

学生サービス課学生生活係 : (03)5463-0433 E-mail:g-gaku(at)o.kaiyodai.ac.jp

越中島地区事務室学生支援係: (03)5245-7316 E-mail:e-gaku(at)o.kaiyodai.ac.jp

※メールを送信する際には(at)を@に変えて下さい。

【感染時等連絡先(上記時間帯以外、緊急時)】

品川キャンパス(守衛所) (03)5463-0376 越中島キャンパス(守衛所)(03)5245-7323

※3「相談窓口」は、下記のホームページを参照のこと。

港区ホームページ <https://www.city.minato.tokyo.jp/hokenyobou/fumeihaien.html>

江東区ホームページ<https://www.city.koto.lg.jp/260502/fukushi/hoken/yobo/r02korona.html>